

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

共済小委員会（第9回）

議事録

平成29年7月14日（金）

中小企業庁

事業環境部企画課経営安定対策室

経営支援部小規模企業振興課

日時：平成29年7月14日（金曜日）14時30分～16時00分

場所：経済産業省別館11階1111共用会議室

○松本経営安定対策室長 定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第9回共済小委員会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

共済小委員会の事務局を担当しております、中小企業庁の松本でございます。本日もよろしくお願いたします。

なお、本委員会の議事内容は、資料とともに公開となりますので、あらかじめ御了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、中小企業庁事業環境部長の吾郷より御挨拶をさせていただきます。

○吾郷事業環境部長 事業環境部長の吾郷と申します。よろしくお願いたします。4月1日から前任の吉野部長の後任として参りました。

きょうは暑い中、委員の方におかれましては御出席いただきまして、ありがとうございます。

きょうの小委員会では、28年度の倒産防止共済、そして小規模共済の現状の御報告、そして、27年に行いました小規模共済の法改正後の状況につきまして御説明をさせていただきます。そして、最後に両共済制度におきます前納減額金制度の計算方法の見直しについて御審議いただくということでございます。

この前納減額金制度につきましては後ほど詳しく御説明申し上げますけれども、先日、7月10日に両方の共済制度の前納減額金が過払いをされていたということを中小機構、それから、私ども中小企業庁から公表させていただいたところでございます。この共済制度を所管する中小企業庁としても、こうした事態が発生しましたことは重く受けとめているところでございます。7月10日には中小機構から中小企業庁に対しまして、経緯でありますとか原因に関する調査結果と再発防止策について報告がございました。私ども中小企業庁からは、その再発防止策を徹底するように指示をさせていただいたところでございます。

きょうはこうした状況を踏まえまして、前納減額金の制度を今後どのような形で運用していくか、制度としていくかということについて御審議をいただきたいと考えておるところでございます。本日は何とぞよろしく御審議のほどお願いたします。ありがとうございました。

○松本経営安定対策室長 続きまして、今回、お二人の委員の方が交代されておりますので、御紹介させていただきます。

長慶委員にかわりまして寺村委員が、安藤委員にかわりまして宮武委員が就任されてお

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日でございますが、荒牧委員、加々美委員、堤委員、宮武委員、藤沢委員におかれましては、所用がございまして御欠席との連絡をいただいております。また、鹿住委員におかれましては、少し遅れるとの連絡をいただいております。

それでは、審議会の運営につきまして御説明をさせていただきます。

経済産業省におきましては、審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。そのため、委員の皆様にはiPadを配付させていただいております。使い方につきましては机上に配付されております資料をもとに簡単に御説明させていただきます。

まずホームボタンを押していただきまして、スライドをさせてロックを解除していただきます。その後、ファイルエクスプローラーのアイコンをタップしていただきまして、審議会のフォルダを開いていただきます。そういたしますと01議事次第、02委員名簿に続きまして資料1から資料5まで、また、その後、参考資料が表示されているのではないかと思います。

資料が表示されていないようでしたら事務局までお申し出をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ここからの議事進行につきましては、山本委員長にお願いしたいと存じます。山本委員長、よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 山本でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

早速、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は、お手元の議事次第にありますとおり(1)～(3)となっております。順次進めてまいりたいと思います。

まず議題(1)ですが、「中小企業倒産防止共済制度及び小規模企業共済制度の現状について」ということで、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○松本経営安定対策室長 資料1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」に基づき、御説明をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、中小企業倒産防止共済制度の概要でございますが、こちらは昭和53年4月に創設された制度でございます。取引先企業の倒産によりまして売掛金債権の回収が困難となり、みずからの連鎖倒産等の事態を防止するための貸付制度でございます。独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しているものでございます。

各種条件でございますように、掛金の月額は5,000円から20万円、掛金限度額は800万円までとなっております。その10倍であります8,000万円が貸し付けの限度額となります。

貸付条件でございますけれども、無担保、無保証、無利子と、いわゆる金融審査というものがございます。また、取引先の倒産が共済の事由になってございまして、こちらにありますように破産手続等の法的な倒産、また、手形取引に係る銀行取引停止処分、あるいは弁護士などが介在する私的整理などが、共済事由になります。

貸付期間でございますが、5～7年ということで、また、臨時に資金が必要となった場合には、掛金の範囲内で一時貸付金を借りられるという制度を設けております。

1枚おめくりいただきたいと思います。加入・在籍状況でございますけれども、加入件数につきましては赤い棒グラフがございますが、直近の28年度では5万597件ということで、前年度よりもさらに増加してございます。在籍状況につきましては緑の折れ線グラフでございますけれども、27年度末に40.2万社というものがさらに増えてございまして、直近では43万社という状況でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。加入者の月額掛金の実績でございますけれども、こちらは平成23年の改正により、掛金月額が8万円から20万円に増額されたわけでございますが、直近年度の28年度におきましては、半分を超える51%の方が20万円を掛金としていたという状況でございます。

次のページでございますけれども、加入状況の業種別でございますが、直近の28年度新規加入の状況につきましては、建設、製造、小売、不動産が多くなってございます。ほぼ27年度と同様の状況でございます。

1枚おめくりいただきたいと思いますが、こちらは共済金の貸付実績でございます。緑の折れ線グラフが企業の倒産件数をあらわしておりますが、ここ数年、減少傾向にございます。それに合わせるように新規の貸付額は赤い棒グラフ、貸付残高が青い棒グラフでございますが、同様に減少しております。直近の28年度では新規の貸付額が52億円、対前年度比73%という状況でございます。

1枚おめくりいただきたいと思いますが、次が一時貸付金の貸付実績でございますけれども、こちらは27年度に続きまして28年度も増加傾向にございます。28年度の新規の貸付件数が1万5,451件、貸付額が416億円という状況でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。こちらは共済金の貸付の業種別の状況でございますが、こちらも製造業、卸売業、建設業と、この3つで全体の8割を占めるという状況にございます。こちらも平成27年度とほぼ同様の状況でございます。

続きまして共済金の貸付（共済事由別）でございますけれども、こちらは前回の改正前の平成21年度と直近の28年度を比べてございますが、前回の改正で新たに共済の事由となりました私的整理というものが一定の割合を占めておりまして、直近では25.9%という状況にございます。

また1枚おめくりいただきたいと思いますが、こちらからは28年度決算の状況でございますけれども、まずこの貸借対照表でございますが、上のほうの合計は、その下の基金経理、その右の業務等経理の2つを合算したものでございまして、左の基金経理のほうがお客様からお預かりした掛金あるいはそれを活用して貸し付けをしているものをあらわしてございます。

右のほうは業務等経理でございます。こちらは中小機構の運営費交付金から賄われている経費でございますので、今回、左下の基金経理を御説明させていただきたいと思います。

まず資産の合計でございますけれども、加入者の増加等によりましてかなり拡大してございまして、前年度は1兆2,640億円だったものが1兆4,651億円と拡大をしているところ

でございます。また、資産の部で貸倒引当金がございますけれども、これは貸付金残高の減少などによりまして前年度が265億円だったものが、238億円に減少しております。

右側の負債及び資本の部でございますけれども、固定負債といたしまして倒産防止共済基金という責任準備金のようなものを積んでございますが、こちらにも増加をしております。1兆3,228億円という状況でございます。また、その1つ下の法令に基づく引当金等として完済手当金準備基金というものが積まれておりますが、こちらは将来、余裕の財源があれば完済手当金として支給するために設けられた基金でございます。ある意味、余剰的な性格のあるものでございまして、こちらが直近では584億円と前年度より1億円増加しているような状況でございます。

1枚またおめくりいただきたいと思いますが、こちらは損益計算書になります。また、基金経理のほうを御説明させていただきたいと思いますが、費用の部の倒産防止共済基金繰入というものがございまして、こちらのほうも掛金収入の増加等に伴いまして増加をしております。前年度1,763億円が、28年度は1,924億円に、増加をしております。また、その2つ下に前納減額金がございますけれども、こちらは前年度35.8億円だったものが、40.9億円と増加しているところでございます。

右側の経常収益の共済事業掛金等収入も増加しております。2,685億円という状況でございます。

その下の資産運用収入でございますけれども、こちらは27年度24億円弱であったものが、21億円弱にこちらは減少している状況でございます。また、その1つ下の臨時利益のところに貸倒引当金戻入益8億1,300万が計上されておりますが、これは以前、引き当てたものが実際にはそれほど貸し倒れなかったために戻し入れたものでございます。左右をバランスするために左の一番下の臨時損失のところに完済手当金準備基金繰入ということで1億3,500万円が計上されております。当該年度におきましては、この分が黒字だったということをお知らせしているものになると思います。

簡単ですが、資料1につきましては以上でございます。

○西垣小規模企業振興課長 続きまして、資料2「小規模企業共済制度の現状について」を見ていただければと思います。

まず「小規模企業共済制度の現状について」という資料の1ページをおめくりいただきますと、小規模企業共済制度の概要というページがございます。この制度は昭和40年12月に始められた制度でございますけれども、小規模企業の個人事業主や会社の役員が廃業、退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度でございます。運営主体は先ほどと同じく中小企業基盤整備機構となっております。現行制度では個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、左下の図に書いてございますが、A共済事由として最も手厚い共済金を支給。また、その隣でございますが、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。こういった制度でございます。

次のページをおめくりいただきまして、最近の状況についてお話をさせていただこうと思

います。まず加入・脱退・在籍者数の推移というページでございますが、下のグラフを見ていただきますと、薄いピンク色が加入人数、右側の青いグラフが脱退人数となっておりますが、加入人数につきましては、最近では6～10万人で推移しているところです。特に平成22年以降、ちょうど真ん中あたりからですけれども、加入者数と脱退者数が逆転しております、在籍人数は増加に転じております。28年度の在籍人数は132万7,000人というものが足元の数字になっております。

次のページをおめくりいただきますと、今度、小規模企業数に対しての共済制度在籍者数の比率ということで、緑の折れ線グラフと、その下に小規模企業数の青いグラフ、在籍者数の赤いグラフがございます。小規模企業数は、現在325万ぐらいの企業数に対して在籍者数が132万ということで、割合で見ますと40%を超える程度でございます。ちょうど平成21年のところに33.0%と書いてございますが、平成21年度以降、この在籍者数の比率については上昇傾向でございます。

4 ページ目、おめくりいただきまして共済契約者の年齢構成を新規の加入者と総在籍者で見させていただきますと、まず新規加入者の年齢構成では、一番大きいところが左下の右側の緑の部分ですけれども、41～51歳で31.5%、そして31～40歳で24.2%ということで、新規加入者の平均年齢は48.5歳あたりでございます。

一方、右側の総在籍者で見ますと、一番多いレイヤーが61～70歳の28.8%、70歳以上の16.3%、この2つを合わせますと61歳以上で45%を超えるところでございます。平均年齢57.9歳、これが現在の総在籍者数のイメージでございます。

次のページをおめくりいただきまして、掛金の月額別の構成のグラフになります。掛金は1,000円から7万円までということで選択できる状況になっております。まず左側の新規加入者で見させていただきますと、一番上の6万500円から7万円のところが35.7%と最も高くなっております。一方、5,000円以下は10.4%と一番小さいレイヤーになっております。平均掛金の月額が4.0万円程度といった状況でございます。

在籍者について見ましても、6万500円から7万円という一番大きいレイヤーが39.0%、平均掛金月額が4.1万円という形で、総じて同じような割合となっております。

次のページを見ていただきますと、今度は業種別の在籍者の分類となっております。業種別に見ますと、やはり小規模事業者の割合もサービス業は多いものですから、サービス業が3分の1程度を占めており、次いで小売業、建設業、製造業といった割合が高くなっているところがございます。

また、次のページをおめくりいただければと思います。共済金等の支給の状況ですけれども、共済金支給金額につきましてはちょうどグラフの真ん中あたり、平成24年度に6,000億を少し超えた状況から減少傾向にここ数年ありましたが、平成28年度については再び増加に転じておりまして、5,136億円という状況であります。

あわせて下の赤い小さなほうのグラフが解約手当金の支給額になっておりまして、その上にある紫の折れ線が解約手当金の支給者数でございますが、解約手当金についまし

ては一番左側の平成18年度以降、金額、支給者数ともに減少傾向にあるという状況でございます。

次のページに行きまして、収支の状況でございます。平成26年度以降はちょうど上の緑色のところが掛金収入、その次が共済金の支出なのですけれども、この2つの差額が3段目、収支差というところがございますが、26年度以降はここで掛金収入額が支給額を上回る状況が続いています。収支差の部分がプラスになっておりますので、キャッシュフロー上、近年は共済金等の支給に対して、掛金の収入で対応できているといった状況が生じております。

次のページにめくっていただきますと、こうした状況もありますけれども、まず上の部分は予定利率と運用利回りについて書かせていただいております。真ん中の赤く棒線を引っ張ってあるところが予定利率1.0%というところがございますが、それに対して決算利回りが28年度であれば、その上に出ている。下のほうですけれども、累積の状況ですが、平成25年度までずっと続いてきました累積欠損金が26年度に解消してございまして、右側を見ていただきますと、平成28年度におきましては利益剰余金として1,180億円が発生している。このような状況になっております。

次のページに行ってくださいまして、今度は共済契約者への貸し付けの推移についてお話しさせていただきます。貸付件数は平成20年度、金額につきましては平成21年度をピークに減少傾向にいるというのが今の状況でございます。

最後に次のページですけれども、平成28年度の決算ということで、貸借対照表と損益計算書について幾つかポイントを御説明させていただこうと思っております。

まず11ページの貸借対照表ですけれども、近年の加入者数の増加であるとか、それに伴う在籍者の増加といったことにより、資産の増加が見てとれるようになっております。貸借対照表の左上、合計というところがございますが、これは右側の2つと左の下の3つの融資経理と給付経理と業務等経理を足し合わせたものになっておりますが、この合計のところの左下、資産合計で見ていただきますと10兆3,797億円と、数字は書いてございませんが、昨年段階では10兆1,854億円でございますので、そこが拡大しているという状況でございます。

その上のところですが、流動資産の上から4つ目、信託資産を見ていただければと思うのですが、ここがやはり内外株式等の市場の影響によりまして信託資産が増加しております。1兆8,137億円という数字が出てございまして、昨年度の1兆6,976億円より増加しております。右側に行きまして、固定負債のところの責任準備金も、在籍者の増加や平均在籍年数も増加しておりますものですから、この部分が8兆8,850億円と少し昨年度より伸びております。また、その下の資本金の下、2つ目のところに書いてあります利益剰余金に関しましては、先ほどお話ししましたように1,225億円と、ここが非常に大きく増加しているところがございます。

次のページ、おめくりいただきまして損益計算書でございますが、こちらも左上の合計

のところを見ていただければと思います。先ほどの貸借対照表と同様に3つの合計が左上に出ております。ここでは左上合計のところの右の収益の部、先ほど同様に近年の加入者増加であるとか、在籍者の増加によりまして資産が増加していることに伴って、共済事業、掛金等収入、ここが6,034億円と非常に増加しているところでございます。また、その下の資産運用収入につきましても、内外株式等の市場の影響といったものがございまして、昨年度の992億円に対して2,086億円と増加しております。また、責任準備金の繰り入れにつきましては1,496億円という形で、やはり増加しているといったところでございます。

最後のページ、今、申し上げましたような貸借対照表、損益計算書におけるポイントを書いておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、御質問あるいは御意見があれば御自由にお出しいただければと思います。小野委員、どうぞ。

○小野委員 この中身ではなくて最初をお願いしたいのですけれども、実は名簿の中に私の所属の2つ目に日本アクチュアリー会の副理事長というものがございまして、この話を頂戴したときはそうだったのですけれども、6月に退任をしておりますので、その部分を削除していただければということで、不手際で申しわけありません。

あとは大した質問でもないのですが、例えばきょうの小規模企業共済の6ページに業種別の内訳があると思うのですけれども、ここで大きく割合を占めているサービス業というものがございまして、一方で倒産防止共済ではこのカテゴリがなかったかと思うのです。その関係で分類の基準でありますとか、そういったものが同じかどうか確認させていただきたいということが1点でございます。

もう一つ、出がけに中小機構さんのホームページで小規模企業共済の話を見ていたのですけれども、例えば1ページに在籍者数132万と書いてございますが、中小機構さんのホームページの中で紹介されているのは、在籍者数ではなくて在籍件数だったと思うのですけれども、昨年度は160万件ぐらいということなのですが、在籍者数と在籍件数というものの定義の違いがもしおわかりになったら教えていただきたいということでございます。

○濱中小機構共済事業推進部長 どうもありがとうございます。

まず資料の4ページ、6ページ、倒産防止のその他でございましてけれども、これは9割がサービス業という形になっております。基本的には小規模も倒産防止もサービス業の加入が非常に伸びているという状況でございます。

それから、ホームページ上の在籍人数と在籍件数の関係でございましてけれども、この制度ができてから従来は増額も新規加入と同様の取り扱いをしております、それを件数という言い方で呼んでいたわけですが、現在はこれを名寄せしまして人数という形であらわしておりますので、在籍人数という形で表示させていただいているところです。

○小野委員 わかりました。



○山本委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

中小企業のほうは業種についてサービス業を特出ししないで、その他としているのは何か理由があるのですか。

○濱中小機構共済事業推進部長 そこまでは勉強不足なのですが、基本的には取引先事業者の倒産という形で、いわゆる貸し付けを目的とした制度ということで、売掛金債権を中心に発生する業種という形でやっているわけです。当初、建設、卸売、製造とかそういういったところを中心にやってきて、その分類が小規模ですといろいろな業種があるというイメージと、倒産防止だと非常に業種が限られているのではないかとということで、当初は統計から「その他」という表現を使ってきたのではないかと推測しております。

○山本委員長 わかりました。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 今の小野委員の2番目の質問に関連してなのですが、小規模企業共済の資料の3ページに在籍割合40.8%という数字が出ています。これは分母が小規模企業数に対して分子は在籍者数ですね。最近では1つの企業でも共同経営者が加入できるようになったので、その部分でふえているとすると、企業数レベルでの普及率はもう少し低いのではないかと。最近の傾向として普及率はどうなのかなと思います、どうなのでしょう。

○山本委員長 いかがでしょうか。おわかりになりますか。

○濱中小機構共済事業推進部長 これはおっしゃるとおりでございます、従来は事業所統計という形で本社別、支所別、従業員規模別といったものがあり、基本的に最初の統計の時点から事業所というものを1つのベースに捉えていたという経緯がございまして、今、経済センサスは中小企業白書にも引用されておりますけれども、基準を事業所に合わせているという格好になります。

ただ、今先生がおっしゃったように、前回の改正で共同経営者も入れるようになりましたので、この辺のところの数字を今後どうしていくかというのは検討したいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。確かにそうですね。御検討いただいたほうがよろしいかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、また戻っていただいても結構ですが、先の議題に進ませていただきます。

続きまして、議題2「平成27年度小規模企業共済法改正後の状況について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○西垣小規模企業振興課長 資料3に基づいて、平成27年の小規模企業共済法改正後の足元の状況について御説明をしたいと思います。

1ページめくっていただきますと、まず平成27年度の小規模企業共済法の改正についての項目一覧が出ております。大きく分けると、共済法改正としては2つに分類しております。まず「事業承継・新陳代謝の円滑化」という項目と、2番目として「利便性・魅力の向上に向けた制度の改善」といったものに分けております。あわせて3番目ですけれど

も、これは法改正の中身そのものではなくて、「法改正と併せて実施した取組」といったもので契約者貸付制度の拡充をしております。順に（１）～（９）の状況につきまして御説明させていただこうと思います。

まず１ページ目おめくりいただいて「１．事業承継・新陳代謝の円滑化」でございます。ここでは２点の改正をしております。まず１点目は、個人事業者の親族内における事業承継の円滑化としまして、個人事業者が親族内で事業承継した場合。こういった場合につきましては廃業と同様、支給額を引き上げるという形で、下の参考として出しております資料で見ますと、支給金額が左に行くほど高いのですけれども、従来は右から２つ目の準共済事由にあったものを左側のＡ共済事由に引き上げております。

また、２つ目としまして、会社役員の次世代への交代の円滑化ということでございますが、こちらにつきましては65歳以上の会社役員につきまして、準共済事由だったものを退任時の支給額について老齢給付の支給額と同様ということで、Ｂ共済事由に引き上げるという改正をしております。

改正後の実績としましては、この２つの要因につきまして、前年比それぞれ483%あるいは212%と非常に増大しているところでございます。

次のページに行きまして、こうした共済事由引き上げによりまして支給額が増加するというので、どの程度の影響が共済金全体に対して起こっているかということを試算したものが載っております。共済金等支給額に対する割合が１つ目の個人事業主の親族内での事業承継が0.22%、２つ目の65歳以上の役員の退任が0.17%ということで、合計しまして0.39%、共済金等支給額全体から見ますと、それほど大きな影響が出ていないということを見ていただけるかと思えます。

次のページにまいりまして、今度は「２．利便性・魅力の向上に向けた制度の改善」について御説明させていただきます。幾つかページに渡っておりますけれども、まず１つ目、（３）のところですが、加入時に必ず申込金として現金を添えて申し込むといった形を廃止しました。それに伴いまして平成28年度の契約件数のうち、こうした現金という形で申込金を添えない契約件数が63.7%ですので、半数以上の方がこの制度を利用して、申し込むといった形で活用していただいております。

（４）掛金滞納による共済契約の解除の取り扱いを緩和したところでございます。ここは12カ月以上の掛金を滞納したときには、災害等、やむを得ない事情がある場合に限って共済契約を継続することを可能とするという制度を拡充しております。改正後の実績としては、平成28年度のところは件数は出ておりません。今後引き続きどのような状況か見ていきたいと思っております。

次のページに行ってくださいまして、（５）小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化といった改正をしております。前制度では経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除いては、毎月支払う掛金の減額というものが認められておりませんでした。今回の改正において柔軟に変更可能というような制度に改正しております。そして、掛金減額の変更件数を27

年度と比べますと、前年比116.7%ということですので、柔軟な変更によりこの制度を使う方が増加しているという状況でございます。

(6)として分割共済金の回数変更。年4回だったものを6回、隔月にしたところでございますが、改正後の実績としては10年分割のものであっても15年分割のものであっても割合として平成27年度より微々たるものではありませんけれども、増加しているという状況でございます。

次のページにまいりまして(7)受給権の拡大というところでございます。これは共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族というカテゴリの中に、共済契約者の収入によって生計を維持していなかった「ひ孫」「甥・姪」を新たに追加したというものでございます。改正後の実績としては、甥や姪に関しては5件といった数字が出てきております。

(8)共同経営者の独立による掛金の通算といったものを拡充しております。共同経営者が従事していた個人事業の廃止を伴わずに、共同経営者の地位を退いた後、1年以内に新たに小規模事業者になった場合は、それまでの共済契約を継続できるようにしたということで、これに関しましては121件といった実績が上がっております。

次のページ、最後になりますけれども、法改正とあわせて実施しました契約者貸付制度の拡充について御説明させていただきます。

まず1つ目に一般貸付の限度額を引き上げております。これまでの1,000万円から2,000万円の引き上げ。また、複数の種類を合わせて借りの場合の貸付限度額につきましても、上限を1,500万円から2,000万円に引き上げております。改正後の実績としては、貸付金額1,000万超のものが2,764件と、平成28年度の貸付件数のうちの2.5%程度が利用されております。

また、②としまして廃業準備貸付制度の創設をしております。個人事業の廃止または会社の解散を円滑に行うため、設備の処分費用や事業債務の清算などに要する資金について貸し付けが受けられるという「廃業準備貸付」というものを新たに創設しておりますが、既に96件という形で利用されている。このような状況でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお出しただければと思います。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 少し勉強不足かもしれませんが、これだけ数字が伸びているということは使い勝手がよくなった、利用者フレンドリーになった結果だと思っておりますが、ふと思ったのですけれども、例えば必要となっている利用者というのは何か危機的状況に直面しているからですね。そのときに要するに窓口に行ったらとします。そこで必要ですという事務的なことになるのでしょうか。それとも事柄によっては、こういう相談窓口がありますよと

どうか、横につながる展開というのは、そういうシステムはあるのでしょうか。わかりますか。要はなるべく倒産させてはいけないわけですね。そのために何かヘルプというのは、このシステムの中には組み込まれていないのかもしれませんが、気の利いた横展開のようなものは実際あるのでしょうか。

○高島経営支援部長 商工会議所さんですか、そういうところが窓口になっていただいているケースも結構ございますので、そこに一時貸付を申し込まれた場合には、ほかのところに行くことなく、そこを窓口として手続が進みますので、そういう意味では貸し付けを受けるということに関しては、そこに行けば基本的に大丈夫なはずでございます。

伊藤さんがおっしゃられたのは、危機的な状況に対して単に一時貸付を受けるということ以外に、経営上のアドバイスみたいなことはあるのかという御質問かと思うのですが、商工会議所とかが窓口になっている場合には、商工会議所ですので、まさにそういう経営指導をする方が会議所の中に別途いらっしゃるわけで、窓口の方は共済の窓口のことしかしないと思いますけれども、そういうことで御相談ということでしたらこちらにとりかかるといって、それは会議所にもよるかもしれませんが。基本的にはやってほしいと私どもは思っていますし、それなりにやられていることを期待しているということでございます。もし機構のほうから何か補足があれば。

○牧野中小機構理事 特にないです。

○伊藤委員 要は期待するのではなくて、多分、利用者からすると、そこまで気の利いたことをやってもらいたい。多分、本当に状況が悪い人はそこまで余裕がないはずなのです。先ほど商工会議所の人の質にかかわってくるので、教育とかしていかないといけないのですが、本当に国を挙げて失業者を減らしていくとか、前向きな件数をふやしていくのであれば、そういったサービスは人としてやるべきだと思うのですが、余りにもお役所仕事になってしまうと救える企業も救えない。実はこんな制度があるからこういう措置があるんですよというのを積極的に質問していく企業さんとか個人の利用者だったらいいのですけれども、そうではないパターンのほうが多いのではないかと思ったので、それは何かの形で取り入れるのか、それが可能かどうか私はわかりませんが、そういうサービスがあったほうが多分今後またこの数字が伸びていき、では私も加入しましょうということになっていくのかなという感じがいたしました。

以上です。

○高島経営支援部長 御意見よくわかりました。多分いきなり最初から共済の一時貸付をお願いしますという形でいくと、その窓口の方は、一時貸付なんだと思ってそれしかやらないというケースがあると思います。おっしゃっておられるのは、もっと幅広く経営支援をとということだと思います。我々もPRをしていかなければいけないですけれども、一時貸付を受けるといのは1つの手段であって、それ以前に経営上、困っているんだということを商工会議所ですとか地域のいろいろな支援機関がありますので、そこがいかに幅広くすくい上げていけるか。そこにいかに気軽に相談をしてもらえらるような関係をふだんか

ら築いているかというところが大事になろうかと思えます。

○伊藤委員 せっかくよろずとかいろいろなことをやっているの、横の展開が物すごく重要で、旗を掲げているだけではなくて、それを生かしていくためにもこういう入り方もあるのかなという感じです。

以上です。

○高島経営支援部長 わかりました、ありがとうございます。

○山本委員長 深澤委員、どうぞ。

○深澤委員 この委員の中で商工会議所から出ているのは私だけなものですから、今の実際に現場の声として、そういった方々で、これにピンポイントで来るというよりも、経営に行き詰まって困っているという相談がまず来ますので、各コンサルの方ですとか民間の金融機関も含めて、そこで相手の度合いに対して順次相談をしていますので、いかに再建するかというのが大前提の取り組みで経営指導員が当たっていますので、その辺については多分、各地の商工会議所では、商工会議所の多分おっしゃっている存続の根源の話ですから、その辺はしっかりやらせていただいていますので、一応、申し添えたいと思えます。

○山本委員長 ありがとうございます。ユーザー目線でワンストップサービスでということかと思えます。

ほかに法改正の実績等について御質問、御意見があればと思えますが、おおむねこの法改正自体は所期の成果を上げてきているという御説明であったかと思えます。今後の動向をさらに見ていく必要があるということだと思えます。よろしゅうございましょうか。

それでは、続きまして本日の中心的な議題となるかと思えますが、議題3「中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済における前納減額金制度について」という点でございしますが、この点につきましてはまず中小企業基盤整備機構から御説明をお願いしたいと思えます。

○牧野中小機構理事 中小機構の牧野でございます。

資料4をお開きください。「小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度における前納減額金制度の運用について」でございしますが、初めに吾郷部長からお話がございましたとおり、この前納減額金という制度の中で私どもの運用が小規模、倒産防止の法令と若干乖離をしております、契約者の方に若干多くの前納減額金をお支払いしていたという事案でございします。

1枚おめくりください。まず前納減額金の制度でございしますが、もともとの趣旨としては中小企業者、小規模事業者の方が、お金があるときに共済にできるだけ多くお支払いいただきたいという趣旨で設けられたものでございまして、一方で経済的には前払いいただくわけでございますので、その利息分をお返しするという意味もございします。ただ、前納減額金も含めまして共済の経理というものは当然のことでございますが、共済の掛金、運用益で回ってございまして、国費が投入されているものでは全くございしません。

その制度が法令上どうなっているかというのが下の根拠規定のところでございます。小

規模のほうだけ御紹介をいたしますと、中小機構でございますが、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、つまり今は7月でございますので、8月分を例えば今月支払ったときは、省令で定めるところによりその額を減額すると書いてございまして、具体的にどのような形で減額するかというのは下にございます。この施行規則でございます。法第18条の規定により減額することができる額は、掛金月額1,000分の0.9に、その月前に係る月数を乗じて得た額。要は減額率が月当たり1,000分の0.9ということでございますが、いつまでに払えば前月になるかという細かいことが書いてございまして、14日以下は切り捨て、15日以上は1カ月ということでございますので、おおむね月の半分、上旬に入れば減額される。でも下旬になると減額されないという規定になっているわけでございます。

1枚おめくりいただきますと、そこで私どもの運用が実は14日以下、15日以上というところを捨象してございまして、前月に支払えば日数にかかわらず1カ月分として切り上げて、前納減額金を多くお支払いしていたという実態が判明したところでございます。

下に計算方法を書いてございますが、例えば両方の表の12月分、1月分、ここを比べていただきますと、例えば12月に前納した場合、法令に基づきますと月の半分、下旬であるところの18日にお支払いいただいた場合、1月分は法令によると減額できないことになるわけでございますが、私どもの運用では1月分から減額していたということになります。仮にそれを月額7万円お支払いいただいている場合、年間の7万円分の影響は法令どおりでございますと3,500円程度、私どもの運用では4,000円強という、その分の差額を多くお支払いしていたわけでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。それが全体でどれぐらい多く支払っていたのかということ、あくまでも推計になります。と申しますのは、2行目に書いてございますが、私どものシステム、これは非常に古いシステムでございまして、掛金請求、収納に関して日数単位で管理できていない。月でしか管理できていないものでございます。したがって、これは正確にどれぐらいの影響があったかということは計算できないのでございますが、仮に前納してくださるお客様が年払い、1年分まとめてお支払いいただいているケースで、しかもそれが全て月の後半であったケースを制度の運用期間にかけましたところ、この推計で小規模では約36億円、倒産防止では31億円分多くお支払いしていたのではないかと推計してございます。

これを共済契約者様との関係でどうしようかということでございます。1つ目の○については今、申し上げたとおりのことでございます。実は私ども新規の共済契約者の方々に対しては、契約締結証書とともに制度案内とか約款、いろいろな取り決めを書いた書き物をお送りしているわけでございますが、その冊子の中では月単位で計算している例を御紹介してございます。したがって、共済契約者様との関係では、今までそういう運用をしてきてございます。かつ、契約者様の側には何ら瑕疵もないことから、既にお支払いした過払い分を返してくれということとはできないものと考えてございます。これについては弁護

士の方々にも確認をしております。

一方で制度全体について考えたときに、先ほど小規模と倒産防止の28年度決算でもお聞きいただきましたとおり、現状を両共済制度ともしっかり回ってございまして、今のところお客様に共済金でありますとか、緊急の貸し付けでありますとか、そのあたりでお金が足りなくなるということはございませんし、また、月々の掛金を今まで以上に多く頂戴しなければいけないという事態も考えられません。

一方で、そういった影響ということはないと考えているわけですが、法令と乖離した運用があった、これは事実でございますので、私どもの中で次のページでございます。原因究明の調査を徹底して行ったところでございます。調査内容を左に書いてございますが、これは相当古い資料を倉庫からほじくり返す。それから、現職員、さらには既に退職した職員に対してもアンケート、ヒアリングを100人単位で実施いたしました。加えまして、なぜそういう運用が起こって、運用が是正されなかったのかという観点から、1つは内部監査、どういうことをやっていたんだという観点からの調査をいたしましたし、共済制度の中で、ほかにそのような運用はないのだろうかということも調査した次第でございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。その調査結果でございます。古い資料をいろいろ探ったわけですが、一体いつから、どうしてこのような省令と乖離する運用が始まったのかというのは、残念ながらこれは本当に古い話でございます。判明してございません。ただし、両共済のうち前納減額金のプログラムにつきましては、当初のまま改修を受けずに運用をされておりますこと、それから、小規模については今のシステムが運用開始した昭和61年以降、この時点では既に現状の運用になっていたのではないかと。それから、倒産防止については制度創設以降、システム改修実績がないので、その制度発足時からこのような運用になっていたのではないかとということが推測されるところでございます。残念ながら、これ以上の原因についてはわかってございません。

一方で、もともと乖離してしまった運用をなぜわからなかったのか。なぜ是正することができなかったのかということについてでございますが、恥ずかしい話もございます。アンケート調査のところに書いてございますが、省令の規定内容を知っていた職員は36%、アンケート調査の対象になった、これは共済の運用に携わっている職員でございますけれども、この3割ぐらしか省令の内容を知らなかった。それから、運用が省令の計算方法と違っていることを知っていた職員、これは実は4名おりました。なぜ知っている人が4名いたのに変えられなかったのかという点でございますが、そのうち1名は省令または運用の変更を提案したのですけれども、強くしたものではなく、残念ながらそれは議論にならなかった。それから、ほかの3名は長年運用されてきた制度であって、省令との関係は既に整理されているものと思っていたということでございます。

加えてヒアリングの中でもいろいろお伺いしたところ、その回答内容としては運用に当たって省令の規定を認識していなかったとか、運用の詳細を把握していなかった、あるいは

は共済について共済事業推進部という部と、その中のグループが分かれて仕事をしているのですが、それぞれお互いに相手のほうが整理をする責任を負っているという考え方を持っていたということも、回答として聞かれたところでございます。

内部監査については、私どもの内部監査の業務監査に重点を置いておまして、法令との適合性については、前提として業務監査を行っていたということでございます。

さらに共済の類似事案がないかということについては、現状、書き物を法律とか先ほどの手引とか、そういったものを整理したところ、現状そういった乖離は見つかってございません。

次のページでございます。こうした原因分析を踏まえて、私どもとしてもきちんと再発防止策を打ち立ててしっかりやっていかなければいけないと認識をしております。そもそも法令の規定を知らなかったとか、あるいは長年運用されていたので整理をされているというように思っていたことに対しては、改めて法令に適合した仕事をするようにと、これは当たり前のことでございますが、こういった研修を実施してまいります。また、別途研修以外に組織として法令遵守に関する自己点検を行ってまいります。さらには制度運用側ともより密接に対話を行ってまいるということでございます。

左側の箱の4番目でございますが、実務対応等を重視した業務マニュアルを参照して、これは法令の収載を認識することが余りなかったということでございます。これにつきましても研修をしっかり行うほか、業務マニュアルを改訂して法令とのきちんとリンクと申しますか、そういったこともしっかり書いていくということでございます。

次の責任体制でございますが、共済事業グループと共済事業推進部の役割分担と責任を明確に文章にいたしまして、経済産業省に御報告いたしました。7月10日付で施行したところでございます。さらに人事配置上の措置も行ったところでございます。

最後に監査でございますが、監査についても共済部門に限らず、法令準拠という観点から今後、数年かけて各部門の内部監査を実施してまいるということにしております。

以上、御説明でございますけれども、今般、法令の不適合が判明されまして、私ども関係の皆様大変御心配、御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をかりておわび申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き事務局から御説明をお願いします。

○松本経営安定対策室長 資料5「中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済における前納減額金制度について」でございます。

1枚おめぐりいただきまして、中小機構の説明と重なるところがございますので、その部分につきましては簡単に御説明させていただきたいと思います。

(1) 概要でございますけれども、こちらは両共済制度では前納期間に応じて掛金額を減額する前納減額金制度というものが、掛金の前納を奨励する観点から設けられていたも



のでございます。中小機構の説明にございましたように、施行規則におきましては前払い期間が1カ月未満である場合、14日以下は切り捨てることとなっていたところでございますが、これを1カ月分として計算し、契約者の方にもその旨を説明して支払っていたというものでございます。

また、この案件が発覚した後、中小機構におきまして調査したところ、倒産防止共済のほうは昭和53年4月、制度創設当初から。小規模企業共済は少なくとも昭和61年以降、ただし、昭和45年から52年の間に現行運用となった可能性が高いということでございますけれども、省令と異なる運用を継続していたということでございます。

次のページでございますが、改めてここで生じている問題といたしましては、省令と運用とが乖離状態にあるということ。また、全ての共済契約者の方に前納減額金を受け取る機会は確保されていたけれども、結果といたしまして月の後半の前納者のみが、省令に定められた金額を上回る前納減額金を受け取っていたということでございます。

留意点といたしましては、中小機構からも説明がございましたけれども、契約者の方に約束をした共済金の支払い、貸し付けといったものには影響が出るものではないということでございます。また、下記の①、②の理由から、中小機構と契約者との契約関係や契約者への説明内容から考えますと、既に支払われた前納減額金を返納させることは困難と考えられるところでございます。

中小機構と契約者との契約は、現行の運用により成立していると解釈すれば、返納請求すること自体は困難。一方、省令に規定された内容で契約が成立していると解釈する場合におきましても、中小機構が現行運用による説明を契約者に対して行っており、返納請求は信義則違反となる可能性があるということでございます。

(4)でございますけれども、本件が発覚して以降、私どもから中小機構に対しまして原因の究明と再発防止策の策定を指示してございました。今般その原因究明の調査、再発防止策の策定をされまして、これを私どもに提出があったところでございます。

1枚またおめぐりいただきまして「2. 対応方針(案)」でございますけれども、省令と運用の乖離を解消する方法といたしましては、選択肢としては以下の2つの案が考えられるところでございますが、下記に記載した点を総合的に勘案すれば、案1が妥当と考えられるのではないかとということでございます。案1につきましては、全前納者に対しまして現行運用を認めるということで、省令を改正するという案でございます。①～⑤にございますけれども、加入者にとって不利益とはならない、システム改修費用が生じない、省令と運用との乖離状態が速やかに解消できる、契約者などに無用の混乱が生じない、結果といたしまして、現行の省令と乖離した運用と同一の制度となるものでございます。

なお書きで書いておりますけれども、他の国のこのような前納の仕組みがある制度、例えば国家公務員共済あるいは地方公務員共済などがございますが、このような制度では、同月内で納付日による取り扱いの差は設けられていない、月の前半・後半で区別はしていない、1日でも前月にお支払いをすれば、1カ月分としてカウントしているというところ

でございます。

一方、案2でございますけれども、こちらにつきましては現行省令のと通りの運用へと是正をさせるということでございます。①でございますように現行の省令に定められた運用になるということ。一方で②でございますけれども、中小機構によりますと、運用是正にはシステムの大きな改修が必要になるところでございます。最大で3年の期間、20億円程度の費用を要するというところでございます。また、このシステムの改修期間中につきましては、省令と運用の間の乖離状態は継続するというところでございます。括弧書きで書いてございますけれども、この改修期間中はシステムによらずに手作業で処理を行うことも考え方としてはあるわけでございますが、相当の人員の増員あるいは誤った処理、出戻りを伴いますので、これにつきましては現実的ではないのではないかと考えられるところでございます。

また、なお書きで書いてございますけれども、民間の保険等の制度におきましては日割り計算を行っているものが多くございますが、なかなか今の国の制度、中小機構の現行のシステムでは対応は困難でございますので、そのような対応につきましては将来的な課題であるという認識をしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、スケジュールでございますけれども、本日の共済小委員会においてご審議をいただいた後、7月中旬から8月中旬にかけて1カ月間、パブリックコメントにかけたいと考えてございます。それを踏まえまして8月中に改正省令の施行を目指したいと考えているところでございます。

「※」印にございますけれども、倒産防止共済の減額率の改正につきましては、昨年度御審議いただきまして、結論を得ているところでございますが、その省令の改正につきましてもパブリックコメントを同時にあわせて行いたいと考えてございます。そちらの率の改正につきましては中小機構のシステム対応が必要なこと、また、契約者への周知期間が必要となっていることなどから、本年11月を目途に施行したいと考えているところでございます。

次のページは参照条文といたしまして、参考1と致しまして、両共済制度の該当する法令の条文、参考2といたしまして、国家公務員共済の該当する法令の条文を記載させていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があれば頂戴したいと思います。とりわけ今、御説明いただいた資料5の3ページに対応方針案、案1、案2というのが掲げられております。このあたりについても御意見を頂戴できれば幸いです。鹿住委員、どうぞ。

○鹿住委員 実は私、大学の教員になる前は、中小企業事業団職員でございまして、ちょうど先ほどございました昭和61年に入職したのですけれども、最初の配属が小規模企業共

済の給付経理だったのです。それで当時新入職員だったので何の疑いもなく、よく年末になると1年分の掛金を、現金をお持ちになって払いたいという方がお見えになって、業務マニュアルを見ながら上司の指導に従い、前納減額金の計算をして、掛金をいただいて前納減額金分を差し引いていたというのを記憶しておりまして、そのとき確かに12月25日とか26日にお見えになるのですけれども、1月分の前納減額金も含めて計算していたと記憶しております。

そのときは省令がどうなっているかという根拠法令をきちんと確認するというようなことは頭になく、業務マニュアルだけを見てやっていたのですけれども、実は共済金の支払いのとき、つまり共済契約者が共済金を請求される時、こちらでも月単位で計算しておりまして、例えば7月1日に共済金の請求をされた、あるいは7月30日に請求されても、同じ7月に請求をされたとみなされて、7月分の掛金もいただきますと、これも業務マニュアルに沿ってそのようにお問い合わせがあるとお答えしていたのです。ですので掛金をいただくときだけ後半、15日を過ぎると前納減額金はずきませんよと言って、共済金の請求のときは、いやいや1日でもかかっていたら掛金はその月の分いただきますというのではバランスを欠くかなと。契約者の側からすると、共済金だって1日でもその月にかかっていたら掛金がとられるのだから、前納減額金も1日でも2日でもその月より前に支払ったら減額していただけるというのが妥当というか、普通に考えたらバランスがいいのかなということで、私は対応方針としては案1に賛成させていただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。貴重な証言とともに、案1に御賛成ということでした。

ほかにいかがでしょうか。浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 私も案1に賛成です。

省令に反していたということは確かに問題なのですが、私は省令自体に少し疑問があると思っています。

資料5の2ページに小規模企業共済法の18条が掲げてあって、「共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、減額することができる」ということになっています。確かに「できる」だから、してもしなくてもいいというふうに解釈できなくもないのですけれども、やはり前月末で区切って、それについては減額だというふうに読んだほうがいいと思うのです。ですと14日と15日で区切るのはむしろおかしい。

それから、もう一つは経済的な意味合いですが、本来、例えばこの資料の例で出ている12月に前納したというケースだと、1月の支払いというのは1月末に期限が到来するわけです。それまでに納めればいい。それを12月末に納めているわけだから丸々1カ月ちゃんと経過しているわけで、経済合理性から言っても1カ月分ちゃんと減額してあげるのが本来ではないかと思います。

というわけで今、14日、15日ではなく月末で区切るのは、どちらかというとも本来の姿ではないかと考えます。

○山本委員長 ありがとうございます。理論的に方法的にも、あるいは経済的にもむしろ今回の案1のほうがよいのではないかという御意見をいただいたかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。寺岡委員、どうぞ。

○寺岡委員 法律や政省令などは人がつくるものですから、先ほど浅野先生がおっしゃったように、最初から今回の場合は省令に問題があったのかなという感じもします。人がつくるものですから間違いがあることもありますし、また、時の経過によって実際の制度の運用と、省令の規定の内容が乖離してしまうということも多々あるのではないかと思っています。

今回のケースは少し違うかもしれませんが、実際の運用と法令に従った運用のどちらにするかということについてですが、この件に関しては加入者の不利益の程度、それから、システム変更などに係る業務量ですとかコスト、ほかの同じような制度の実際の運用状況などを考慮に入れますと、案1のほうがよろしいと思えます。

ただし、当然今回のケースに対しては、原因究明と再発防止策の実施は既にやっていたいていると思うのですけれども、必要なことだと思っています。

再発防止策の中で従来の内部監査では数字的な面を主になさっていたようで、業務監査や会計監査が主であったように思われるのです。今後の対策として、法令遵守からも内部監査の強化を検討なされているとのことで、このことはとてもよろしいと思えます。

あと、これはできるかどうかわからないのですけれども、内部監査に加えて外部監査という手法が取り入れられるのかどうかということをお検討いただければと思います。これはちょっと難しいかもしれませんが、よろしく願いいたします。

以上です。

○山本委員長 どうぞ。

○牧野中小機構理事 外部の方の御知見を拝借するという意味では、私どもの資料をお開きではないかもしれませんが、監査の強化の内容として監査法人等の外部専門機関からアドバイス等を得ることにより、内部監査の機能強化を図るということは既に考えてございまして、おっしゃったような形で外部の方の目も入れてしっかりやっていきたいと思えます。

○山本委員長 よろしいでしょうか。結論的には案1、再発防止の徹底を前提としてという御発言だったかと思えますが、案1に御賛成いただいたということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今まで御発言をいただいた委員の御意見は、基本的に今の資料5の3ページによる案1に賛成という御意見であったかと思えますが、特に御異論はないと承ってよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、議題3につきましては案1の省令改正によりまして、全前納者に対して現行の運用である切り上げを認めるという方針で省令を改正するというところで、当小委員会の

意見としたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは、今回の議論を踏まえて、中小企業庁においては具体的な検討を進めていただきたいと思います。また、中小企業基盤整備機構においては、今、寺岡委員からの御指摘もありましたけれども、ぜひともこの策定された再発防止策をしっかりと実施していただきたいと考えます。

それでは、ここで高島経営支援部長より御発言をお願いできればと思います。

○高島経営支援部長 ただいまの前納減額金の問題につきましては、いただきました御意見を踏まえまして適切に対応してまいりたいと思います。省令と異なる運用がなされていたことについては、改めて申しわけございませんでした。

また、本日はお暑い中、お忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございました。この共済小委員会では、また今後も引き続き運用のポートフォリオを初め、いろいろなことを御審議いただく場がございますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議題は終了いたしました。最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松本経営安定対策室長 今回の審議結果を踏まえまして、省令改正の手続を開始させていただきたいと思います。具体的には、直ちに本日から案1に基づく省令改正についてのパブリックコメントを行い、1カ月間かかりますけれども、その後、所要の手続を経まして8月下旬ごろ、この省令の公布・施行を予定してまいりたいと考えております。

なお、先ほども御紹介させていただきましたけれども、ことし3月に本委員会で御審議いただいた倒産防止共済の減額率の改正につきましても、今回の省令改正のパブリックコメントとあわせて行うことを考えてございます。ただ、こちらにつきましてはシステム対応あるいは周知期間を考えますと、11月を目途に施行する予定を考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれもちまして終了とさせていただきます。長時間にわたり貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございました。

午後3時50分 閉会